

仕様書

業務名称

R2-福岡地方における外壁等調査業務

令和2年9月

独立行政法人都市再生機構九州支社
住宅経営部 環境整備課

| 住宅経営部 部長 | 住宅経営部 次長 | 環境整備課 課長 | 環境整備課 担当課長 | 担当 |
|---|---|---|--|--|
|  |  |  |  |   |



R2-福岡地方における外壁等調査業務

仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、独立行政法人都市再生機構（以下、「機構」という）が発注する「R2-福岡地方における外壁等調査業務」（以下、「本業務」という）について適用する。

2. 目的

対象構造物の外壁仕上塗材等に使用されている塗材について、アスベスト含有の有無を調査することを本業務の目的とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日 から 令和3年1月29日

（ただし、速報結果を提出すること。）

4. 履行場所

福岡市内

5. 業務の着手

受注者は、契約締結後 10 日以内に業務に着手しなければならない。

業務着手とは、現場代理人が業務の実施のため監督員と打ち合わせ、または現地踏査を開始することをいう。

6. 業務内容

- (1) 外壁仕上塗材等の試料採取
- (2) 採取試料にかかる定性分析調査
- (3) 採取試料にかかる定量分析調査
- (4) 報告書作成

7. 調査数量

- ・ 採取試料に係る定性分析調査「JIS A 1481-1」

受水槽 3 基 : 9 検体 (外壁 6 検体、上裏 3 検体) および

屋根防水材 3 検体

- ・ 採取試料に係る定量分析調査「JIS A 1481-3」 2 検体 (見込み(想定)数量)

8. 配置技術者

- (1) 配置技術者の資格要件

配置技術者の資格要件は、以下のいずれかを満たすものとする。

① 現場代理人

- イ. 石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業経験を有する者
- ロ. 日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- ハ. 「建築物石綿含有建材調査者講習録規程」(厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号 H30.10.23)に基づく「建築物石綿含有建材調査者」もしくは「特定建築物石綿含有建材調査者」

(2) 配置技術者の役割

① 現場代理人

本業務における技術上の管理を総括し、担当技術者に対して指示を行う。

② 担当技術者

現場代理人の指示のもと、調査に係る業務を行う。

なお、現場代理人と担当技術者は兼任することができるものとする。

9. 調査方法

(1) 試料採取

① 試料採取者

試料採取者の資格要件には、以下のいずれかの者が含まれること。

- イ. 石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業経験を有する者
- ロ. 日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- ハ. 「建築物石綿含有建材調査者講習録規程」(厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号 H30.10.23)に基づく「建築物石綿含有建材調査者」もしくは「特定建築物石綿含有建材調査者」

② 試料採取の部位・大きさ

- イ. 仕上塗材及び下地調整材を調査対象とする。
- ロ. 採取は受水槽1基あたり外壁2色、上裏1色、屋根防水材1色を基本とする。なお、同一塗材であれば同一部位とみなす。また、外壁等でも塗装色の異なる部位がある場合、別の部位とし試料を採取すること。
- ハ. 試料は同一塗材が施工された面の範囲毎に3箇所から採取するものとし、各試料が同一層状であることを確認したうえで、1試料を用いて分析を行うこと
- ニ. 試料採取の方法は、準拠するJIS規格で定められた方法とする。また、採取した試料は密閉式試料ホルダーに入れて保管すること。
- ホ. 試料採取の大きさは、準拠するJIS規格によること。
- ヘ. 採取用具は他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに洗浄など必要な措置を講じること。

③ 安全対策

- ・ 作業にあたり人的・物的災害を未然に防ぎ、作業を安全かつ正確に実施し完了させること。
- ・ 使用する工具等の使用前点検を確実に実施する。
- ・ 試料採取にあたっては、安全対策を考慮し、必要に応じて養生等を行うこと。また、試料や粉じんが飛散しないように万全を期すこと。
- ・ 試料採取によりアスベスト含有の可能性がある建材に損傷を与え、粉じんが飛散しやすい状態となることから、採取後は別途指示する内容により補修を行うこと。また採取にあたり床等を汚した場合には掃除を行うなど適切に対処すること。
- ・ 作業終了後の後片付けを徹底すること。

(2) 調査分析

① 分析方法

- イ. アスベスト含有率測定方法は、「JIS A 1481-1」による定性分析を実施すること。
- ロ. 上記イにおいて、アスベストの含有率が0.1%以上と認められた際には、「JIS A 1481-3」による定量分析を実施すること。
- ハ. 塗装面の層毎（仕上塗材、下地調整材）にアスベスト含有の有無を確認すること。

② 調査分析機関

以下に該当する十分な経験及び必要な能力を有する者が所属している分析機関で行うこと。

《定性分析「JIS A 1481-1」》

- 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業（評価区分1）」により認定される合格認定分析技術者（ただし、第12回以前の「石綿分析技術の評価事業」においては、Aランク又はBランクの認定分析技術者）

《定量分析「JIS A 1481-3」》

- 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業（評価区分3）」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者

10. 報告書の作成

(1) 内容

報告書の書式については、「JIS A 1481-1」及び「JIS A 1481-3」に記載のある判定結果の報告書の様式例とする。なおこれによりがたい場合は、別途監督員と協

議を行うものとする。また、報告書は下記の写真も提出すること。

① 試料採取状況写真（前・後・復旧後）

※採取箇所、日時、採取者が判別できるものとする。

② 採取試料写真

※密閉式試料ホルダー入り

③ 分析結果写真（偏光顕微鏡による分析写真等）

(2) 規格、部数

- ・ A 4 チューブファイルとじ込み 2 部（オリジナルデータ及び PDF データを収録した電子媒体（CD-ROM 等）含む）
- ・ 報告書等提出書類作成にあたっては、グリーン購入法の規定に基づく再生紙を使用する。

1 1. その他

(1) 調査準備

調査の実施に先立ち、以下に掲げる内容を整理した「作業計画書」を監督員に提出し確認を受けること。

- ① 業務概要
- ② 実施方針
- ③ 実施体制（緊急連絡体制を含む）
- ④ 実施工程（打ち合わせ計画を含む）
- ⑤ 実施方法
- ⑥ その他（特記事項）

(2) 下請負等

- ① 本業務において、次に掲げる「主たる部分」については、第三者に委託または請け負わせてはならない。
 - イ. 調査業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - ロ. 解析業務における手法の決定及び技術的判断
 - ハ. 業務の中核となる資料等の作成
 - ニ. 打ち合わせ等
- ② 受注者は、業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめその相手方の住所、氏名、下請負等を行う業務の範囲、下請負等の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- ③ 本業務において、第三者に委託し、または請け負わせようとする場合に承諾を要しない「軽微な部分」は、次に掲げるものをいう。
 - ・ コピー、印刷、製本、資料収集、要約、写真撮影、など簡易な業務

(3) 一般事項

- ・ 調査の実施にあたっては、受注者はあらかじめ調査日時を発注者へ通知し、了解を得たうえで実施すること。
- ・ 受注者は、本業務の作業実施にあたり疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議する。
- ・ 受注者は、本業務の作業処理上知り得た情報を他にもらしてはならない。
- ・ 成果品は、発注者の承諾なく第三者に公表、貸与してはならない。
- ・ 受注者は、本業務の作業中に監督員の指示があるときには、その都度検討中の内容を示す図書、その他の試料を適宜提出するものとする。
- ・ 本業務完成後に、明らかに受注者の責による瑕疵が発見された場合には、直ちに本業務にかかる事項の修正を行わなければならない。
- ・ 受注者は、本業務実施に際して当該調査箇所の現地踏査及び現況写真撮影を行うこと。
- ・ 本業務において受注者は、関係法令を順守し、必要な二次汚染防止対策を講ずること。

以上